

旧吉田茂邸建物利活用のための再建のあり方の検討意見(一覧)

建物部分の維持管理主体の検討(P1、P2)

ア 県が主体となって再建、大磯町としては維持管理に一定の役割を負う

<再建主体>

ア 連絡橋の建設見直しで、建物の再建費用に振り向ける

イ 基本的には県で再建、寄附金による支援をしたい

<維持管理主体>

ア 株式会社又はNPO法人

イ 指定管理者制度の内容などに抵触しないよう県と調整が必要

ウ 当初(1~3年)は町、その後民間

エ 町(募金の継続による維持管理費用の軽減化を図る)

オ 都市公園法第5条による許可ではなく、建物部分についての指定管理者制度を県に要望

利活用コンセプトについての検討(P3、P4、P5)

(修正案)

ア たたき台に沿った記述の修正案

<建物>

ア 教育、人間吉田茂、邸園文化圏構想

イ 「大磯国際平和記念館」又は「国際政治大磯歴史資料館」サブタイトル「旧吉田茂邸」
(観光資源、歴史・政治・文化教育、政治討論・セミナー・茶・俳句・演奏・能楽・結婚式等)

エ たたき台のとおり活用(安定した運営を維持するため、民間活力導入・募金の継続)

※ 本邸での飲食・喫茶は避けるべきとの意見が寄せられた。

ウ 民間活力の導入は限定(喫茶等)

カ たたき台のとおり活用(本邸部分での飲食等の導入は、文化財保護の点から避けた方が良い)

※ 畳ではなく椅子を使用できる企画スペースが必要との意見が寄せられた。

オ 屋根の有る所で50~100人の方が利用できるスペース、障害を持った方も参加できるように、畳ではなく椅子を利用できるスペースが必要

<参考:庭園等>

ア 作業小屋の改築について旧三井守之助邸又は古民家を移築再建、バラ園の復元

イ 庭園を無料開放

ウ 現正門は団体バス、歩行者は東側、一筆書きになるような見学順路を提案

エ 有料公園化、再建する建物と庭園等との調和を図る

オ 庭園等は県立公園の管理、除草・清掃などはボランティアなどに協力を仰ぐ

カ 薔薇の庭の公開、観光客向けに駐車場部分をすべて薔薇園にする

利活用の方向性についての検討(①歴史的建造物・地域貴賓館ゾーン)(P6、P7)

イ 応接間は人間、吉田茂の生き方が想像できるゾーン、食堂・新館部分は簡単な喫茶のスペース

※ 利用者の拡大を求める意見が寄せられた。

ウ 建物内部見学を有料とし、個人での見学も可能にする

オ 有料見学ゾーンとして公開、食堂及び新館部分もパーティ・会食等可の貴賓室として活用
ただし、もう少し一般にも広く使えると良い

カ 多数の来園者に対するお休み処の設置ゾーンがあっても良い
安価良質の物品販売も可能にする

※ 本邸での飲食・喫茶は避けるべきとの意見が寄せられた。

ア 将来の文化財指定も視野に入れ、飲食については慎重な配慮が必要

キ 焼失前の調度品を復元配置し、歴史的展示等は一切行わない、
パーティや会食は他の見学者の妨げになるので望ましくない

※ 旧吉田茂邸の再建でなく、別の建物ではどうかという意見が寄せられた。

エ 完全復元できるか疑問を感じるので、新たな発想で迎賓館にする

利活用の方向性についての検討(②県民利用・休憩ゾーン)(P8)

ア たたき台に沿って更なる検討が必要

ウ 町民が利用できる機能(展示・教室・発表)をそなえる

オ 雇用の場、地元産の物品販売(地場産の直売所等)

カ 多目的ホール、見学ゾーンとの調和が大切

キ 県民利用施設、軽食・喫茶室、多目的に利用できる貸室、軽食・飲み物等の販売

ク 多数の来園者に対するお休み処の設置ゾーンがあっても良い

※ 飲食・喫茶は最小限にとの意見が寄せられた。

エ 飲食(喫茶・軽食等)は最小限

※ 吉田茂の歴史的遺産を展示してはどうかとの意見が寄せられた。

ケ 吉田茂の歴史的遺産を展示する教養施設の「陳列館」

※ エリア区分を修正する提案が寄せられた。

イ 「県民利用ゾーン」と「事務管理ゾーン」を一つにして、研修施設にする
半地下の再建も検討して、管理部分にする

ケ 吉田茂の歴史的遺産を展示する教養施設の「陳列館」、休憩所、便益施設(軽食・喫茶室)
貸室は事務管理ゾーンの中に会議室を設ける

利活用の方向性についての検討(③事務管理ゾーン)(P9)

エ 利用料徴収、見学予約、地域貴賓館管理用受付、調整、問い合わせ、管理運営事務で必要

オ 平成20年2月の県への提案書の内容に基づいて実施を希望

※ 検討対象外との意見が寄せられた。

ア 本委員会が提言すべきことではない

※ 事務室の規模や配置を修正する提案が寄せられた。

イ 「県民利用ゾーン」と「事務管理ゾーン」を一つにして、研修施設にする
半地下の再建も検討して、管理部分にする

ウ 事務所部分は最小限度のスペースで目立たない場所を希望

カ 「管理事務室」と「会議室兼貸室」を設けて活用

吉田茂が過ごした空間の雰囲気を残しつつ、執務環境に配慮

地域活性化方策との連携についての検討(P10、P11)

- イ 吉田茂研究拠点、邸園文化圏交流拠点、室内軽音楽、芸術文化の発信、観光・産業に寄与
- ウ 文化財、教育的・歴史的・観光資源として活用
- エ 各種団体との交流
- オ 芸術文化、観光、経済の活性化
- カ 教育者、生徒の見学実施
- キ 邸園文化の拠点

※ 検討対象外との意見が寄せられた。

- ア 本委員会の提言に載せるべきことではないのではないか

<参考意見>

- ア 他の歴史的別荘建物の開放施策の検討を希望
- イ 松林の地表の芝生化、バラ園の復元、臨時駐車場やアプローチの整備を希望

再建後の建物にかかる維持管理の方向性についての検討(P12、P13)

- イ 公設民営方式、建物に関する修繕費等については県と町が費用負担や役割分担をする
- ウ 参入する民間業者等にも相応の費用を負担してもらおう。
- エ 入館料、ガイドツアー、記念品開発、貴賓室の利用促進、募金の継続、若年層への働きかけ
- オ 県・町・住民一体となり、各産業機関等に協力してもらおう。管理委員会を設置して助言

※ 検討対象外との意見が寄せられた。

- ア 本委員会が現時点で提言できる内容ではない

※ 指定管理者制度を適用するのが最良の選択であるとの意見が寄せられた。

- カ 建物に関する指定管理者制度を県に要望し、その中で収益性の確保に努める
これによって、修繕費などの費用負担の役割分担も明確になる

再建のあり方についての検討(①歴史的建造物・地域貴賓間ゾーン)(P14)

- ア たたき台に同意
- イ 焼失前と同等の姿で再建
- ウ 木造で焼失前のものを基本的に再建
- エ できる限り焼失前と同様の建造物
- キ 木造により焼失前と同等の姿
- ク 展示物の収集と保存計画を検討
- ケ 焼失後残された使用可能な部材は最大限活かして、歴史的文化財の指定ができるように焼失前と同等の再建と調度品の復元整備を望む

※ 焼失前と同等でなく、別の建物ではどうかという意見が寄せられた。

- カ 完全復元できるか疑問を感じるのため、新たな発想で迎賓館、記念館及び資料館としての建物

再建のあり方についての検討(②県民利用・休憩ゾーン)(P15、P16)

(修正案)

ア たたき台に沿った記述の修正案

<建物>

イ 木造で焼失前のものを基本的に再建

ウ できる限り焼失前と同様の建造物

エ 見学ゾーンとの調和が大切

オ 可能な限り焼失前と同等の姿で木造で再建

内部の調度品は今後の検討課題

※ 再建の規模や構造を修正する意見が寄せられた。

ア 「県民利用ゾーン」と「事務管理ゾーン」を一つにして、研修施設にする

ただし、外観的には庭園から見た佇まいが基本的に変わらないようにする

半地下の再建も検討して、管理部分にする

カ 陳列館、休憩所、軽食・喫茶室として活用するに当たり、できる限り間取りを広く確保するため、鉄骨構造又はRC造りとし、内装や外装は焼失前の雰囲気や外観を活かした再建

<参考:庭園等>

ア 庭園内の眺望所にベンチを設置

再建のあり方についての検討(③事務管理ゾーン)(P17)

オ 事務所の設置場所後方部分で最低限必要な広さ

※ 規模や構造について焼失前と同等の再建を望む意見が寄せられた。

ア たたき台のような提案は本委員会がすべきものではない

ウ 木造で焼失前のものを基本的に再建

エ できる限り焼失前と同様の建造物

カ 文化財的な価値を鑑み、内部構造や規模は焼失前と同等の再建

※ 再建の規模や構造を修正する意見が寄せられた。

イ 「県民利用ゾーン」と「事務管理ゾーン」を一つにして、研修施設にする

ただし、外観的には庭園から見た佇まいが基本的に変わらないようにする

半地下の再建も検討して、管理部分にする

キ 会議室兼貸室を設け、事務管理スペースとして活用

鉄骨構造又はRC造りとし、内装や外装は焼失前の雰囲気や外観を活かした再建